

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書V

～ 琉球政府「銀行法」の変遷 ～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）

10. 琉球政府「銀行法」の変遷

沖縄では、琉球銀行の設立、無尽会社から相互銀行への転換、琉球復興金融基金や大衆金融公庫などの各種金融機関が整備されるにつれて、普通銀行設立の動きが表面化してきた。琉球政府は、このような状況を踏まえ、本土において大蔵省が連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指示で昭和2（1927）年法律第21号「銀行法」が改正中であったことから、この改正案（第5次案）をモデルとして、1954年立法第63号「銀行法」を制定した。この銀行法に基づき1956年6月21日に沖縄銀行が設立される。本章では、本土の昭和2（1927）年銀行法および昭和56（1981）年全部改正銀行法を踏まえ、沖縄の1954年銀行法の変遷をみていく。

（1）本土の旧銀行法

本土における旧銀行は、昭和2（1927）年3月30日法律第21号「銀行法」として公布された。当時は金融恐慌の最中であり、このような状況のもとで普通銀行制度を整備し、健全経営の確保、信用秩序の維持を図ることを主眼とするものであった。法制定時の昭和2（1927）年末の普通銀行数は1,283行にのぼっており、実に多数の大小さまざまな銀行が存在していた。旧銀行法は、このような弱小銀行を整理統合し、銀行制度の整備・改善を図る機能を果たしたものとされている。その後、半世紀以上経過し、経済構造や金融環境

がまったく変化したにもかかわらず、旧銀行法は図表1に示すとおり、一部の技術的改正を除き、基本的な改正は昭和56（1981）年6月1日法律第59号「銀行法」の全部改正まで行われていない¹⁾。

この間、GHQから昭和23（1948）年8月17日、銀行法に関する「新法律の制定による金融機構の全面的改編に関する件」と題する非公式提案がなされた。当初、GHQは金融制度全体を対象とする「金融業法」を考えていたが、日本経済に関する方針が経済の安定化を最優先する方向に転換したことから、銀行については「銀行法」改正ないし新「銀行法」制定の動きが始まる。昭和24（1949）年10月の「銀行法を改正する法律案」（第1次案）から昭和25（1950）年11月の「新銀行法試案」（第5次案）まで作成された。日本政府は第5次案による法案を国会に提出する準備を進めたが、民間側の反対が強かったことや法案をめぐる諸情勢が変化したことなどから、結局法案の国会提出は見送りとなる²⁾。

沖縄の1954年立法第63号「銀行法」は、この昭和25（1950）年11月の「新銀行法試案」（第5次案）をモデルとして制定したものだ³⁾。

図表1 旧銀行法の改正経緯

昭和2（1927）年3月30日法律第21号「銀行法」公布
昭和14（1939）年4月5日法律第68号「商法ヲ引用スル条文ノ整理ニ関スル法律」 銀行法関係条文第15条・第16条：商法改正に伴う引用条文の改正
昭和18（1943）年3月11日法律第42号「銀行等ノ事務ノ簡素化ニ関スル法律」 銀行法関係条文第9条：営業年度の変更、第12条：監査書作成回数の変更
昭和26（1951）年6月15日法律第240号「商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律」 銀行法関係条文第3条・第6条：商法改正に伴う用語の改正 第3条ノ2：無額面株式の発行禁止に関する規定の創設 第12条ノ2：附属明細書記載事項に関する規定の創設 第12条ノ3：株主の帳簿閲覧権の制限に関する規定の創設
昭和29（1954）年6月23日法律第195号「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」 銀行法関係条文第33条・第34条・第35条・第36条：罰則規定の改正整備 第34条ノ2：両罰規定の創設等
昭和37（1962）年4月20日法律第82号「商法の一部を改正する法律」 銀行法関係条文第8条：利益準備金積立に関する規定の改正 第16条：合併手続等に関する規定の削除 第32条：第16条の削除に伴う引用条文の改正
昭和49（1974）年4月2日法律第23号「商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」 銀行法関係条文第12条ノ2：商法改正に伴う引用条文の改正等
昭和56（1981）年6月1日法律第59号「銀行法」 全部改正

（出所）大蔵省銀行局「[1981] 15頁別表3「銀行法の改正経緯」を加工。

1) 大蔵省銀行局「[1981] 14頁～15頁。

2) 日本銀行「[1985] 598頁～601頁。

3) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編「[1970] 41頁。

旧銀行法は、主として銀行の組織面での骨格のみを規定した極めて簡潔なものであり、実際の運用にあたっては、行政指導によりこれを補完してきた。このため制度の硬直化が防がれ、50年にわたり有効に機能していた。しかし、行政の透明性を高めるために行政指導中心の行政運営を見直す気運が高まってくる。また、金融の国際化に対する法制面からの対応の要請もあり、近代的な法制への整備を基本として、昭和56（1981）年6月1日法律第59号「銀行法」が公布された⁴⁾。具体的な改正内容は次のとおり⁵⁾。

[第1条（目的）]

この法律は、銀行の業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする（第1項）。この法律の運用にあたっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない（第2項）。

銀行法の全部改正にあたり、銀行法の基本理念を明らかにし、銀行行政および銀行経営の指針とするため、戦後の金融関係法にならって、目的規定が新たに設けられた。第1項において、銀行の持つ公共性と私企業性という二元的性格を踏まえつつ、特にその公共的性格に着目して所要の規制を設けていることを示し、第2項において、その運用にあたっては、私企業性との調和を図るべき旨を明らかにしている。銀行経営の自主性を尊重する方向で、授權資本変更認可の不要、増資の届出、無額面株式の発行等を認めた。

[第4条（営業の免許）]

銀行業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない（第1項）。大蔵大臣は、銀行業の免許申請があったときは、審査基準に適合するかどうかを審査しなければならない（第2項）。外国銀行等の審査基準を設ける（第3項）。大蔵大臣は、前2項の規定による審査の基準に照らし公益上必要であると認めるときは、その必要の限度において、第1項の免許に条件を付し、およびこれを変更することができる（第4項）。

旧銀行法第2条と同様、銀行業を営むには大蔵大臣の免許を要する旨の規定（第1項）を設けるとともに、併せて手続的公正を図るため免許の審査基準を明定し（第2項・第3項）、さらに免許に条件を付することができる旨の確認規定（第4項）を新設している。同様に合併・営業譲渡の認可および廃業・解散の認可についても審査基準を設けている。

[第10条（業務の範囲）]

銀行は、業務として、①預金または定期預金の受入れ、②資金の貸付けまたは手形の割引、③為替取引を営むことができる（第1項）。また、付随業務として、①債務の保証または手形の引受け、②有価証券の売買（投資の目的をもってするものまたは顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）、③有価証券の貸付け、④国債、地方債もしくは政府保証債の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）または当

4) 大蔵省銀行局 [1981] 22頁～23頁。

5) 大蔵省銀行局 [1981] 24頁～35頁。

該引受けに係る国債等の募集の取扱い、⑤金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得または譲渡、⑥地方債または社債その他の債券の募集の受託、⑦銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）、⑧国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭にかかる事務の取扱い、⑨有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり、⑩両替を営むことができる（第2項）。

旧銀行法の下では、昭和23（1948）年証券取引法の制定以来多年にわたって、銀行の証券業務の取扱いにいて法解釈上の論争（いわゆる証券取引法第65条問題－銀行・証券の垣根論争－）が繰り返されてきた。また、昭和50（1975）年以降国債の大量発行時代を迎えて、銀行による国債の窓販問題がクローズアップされてきた。これらを受けての改正である。銀行が公共債に関する証券業務を営みうる旨を法律上明記した。

[第11条]

銀行は、第10条（業務の範囲）の規定により営む業務のほか、同条第1項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務（同条第2項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。

証券業務に関しては、その性質に応じて、第10条第2項第4号の業務と第11条の業務に区分している。前者は、銀行業に対する付随性を有すると認められる業務であり、公共債の残額引受けおよびこれと一体として行う募集の取扱いがこれに該当する。後者は、その性質上、銀行業の付随業務とは考えられない業務である。本条に該当する業務は、公共債について行う買取引受け、募集または売出しの取扱い、自己売買、委託売買だ。

[第13条（同一人に対する信用の供与）]

銀行の同一人に対する信用の供与は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の資本金および準備金に政令で定める率を乗じて得た額を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし、または営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

昭和49年12月25日に発出された銀行局長通達蔵銀第4481号「銀行の大口融資規制について」に基づき行政指導の形で規制されてきたものを法制化した。大口信用供与規制は、銀行の健全経営の柱となるものであり、明治初年の銀行条例で規定されていたが、ほどなく削除され、その後法律上の規定に設けられていなかった。

健全経営の確保のためのものとして、海外現地法人の設立等の認可（第9条）、取締役に対する信用供与の制限（第14条）、子会社に対する資料徴求権、検査権（第24条、第25条）等の改正が行われている。

[第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）]

銀行は、営業年度ごとに、業務および財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項および

銀行の業務遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項ならびにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

いわゆるディスクロージャー誌のことである。本制度は、銀行に対する直接的な規制によってではなく、国民の目を通して銀行の自主的対応を促し、公共的・社会的要請に対応する道を開くことにより、公共性と私企業性の調和を図ろうとしたものだ。

また、国際化への対応として、行政指導のうち主要なものについては法制化が図られた。外国銀行の在日支店に関する規定の整備（第47条～第52条）、免許の審査基準についてのレシプロ原則（相互主義）の規定（第4条第3項）、海外現地法人の設立等の認可（第9条）、資産の国内保有命令（第29条）がそれである。

（2）琉球政府1954年10月29日立法第63号「銀行法」

イ. 銀行法立法手続き

1953年10月26日に立法第68号「相互銀行法」が公布・施行されると、既存の無尽会社の相互銀行への転換が相次いだ。1950年米国軍政本部布令第4号「琉球復興金融基金の創設について」に基づき1950年4月に設立された琉球復興金融基金（後の琉球開発金融公社）、1954年立法第40号「大衆金融金庫法」に基づき1955年1月に設立された大衆金融金庫などの各種金融機関が整備されるにつれて、普通銀行設立の動きが表面化してきた⁶⁾。また、1952年にはルイス米民政官が琉球政府に書簡をもって市中銀行の設立を要請している。翌1953年にはオグデン民政副長官が口頭で、「純然たる民間資本による普通銀行設立」を指示した⁷⁾。

このような状況を踏まえ、琉球政府は、本土において、大蔵省がGHQの指示で昭和2（1927）年法律第21号「銀行法」が改正中であったことから、この改正案である「新銀行法試案（第5次案）」（以下、「第5次案」という。）をモデルとして、銀行法案を立案した⁸⁾。当時本土では、銀行法の改正は行われず、昭和56（1981）年6月1日に法律第59号「銀行法」として新銀行法が成立することになる。本土の第5次案がまだ国会に上程されていない段階で、その法案をそのまま本土に先駆けて立法するというやり方に問題はなかったのだろうか。当時、琉球政府法務局長であった知念朝功は、立法院議員となった後、1964年の第25回立法院議会において、「本土の第5次案に倣って銀行法を立法することについて反対であった」と発言をしている⁹⁾。

沖縄県公文書館所蔵琉球政府総務局文書において、1955年以降の「立法に関する書類」が保存されている。その「立法に関する書類」には、各立法案の琉球政府内での決裁文書が綴じられており、その中に立法案の提案理由書がある。それ以前に立法された1954年銀行法および1953年相互銀行法等に関する「立法に関する書類」は沖縄県公文書館に保存さ

6) 琉球銀行調査部編 [1984] 309頁。

7) 沖縄銀行30年史編纂室 [1987] 9頁～10頁。琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 41頁。

8) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 41頁。

9) 1964年4月30日第25回議会（定例）立法院内政委員会議録第44号6頁知念朝功議員発言。

れていない。そのため、銀行法および相互銀行法の立法提案理由や立法手続き関係については、琉球政府公報の立法院會議録でみていく。

行政主席は1954年7月2日、立法院議長に対して銀行法の立法勧告を行う¹⁰⁾。同年8月26日開催の琉球立法院第4回議会（定例）議事において、銀行法案の第一読会¹¹⁾が行われ、法案発議者内政委員長当山真志から銀行法案の提案理由説明が次のように行われている¹²⁾。

- ① 本土の銀行法（昭和2（1927）年法律第21号）は時代に即応していないこと。
- ② 銀行に対する検査監督上または規整上細部にわたる厳格な規定をする必要があること。
- ③ 許可認可事項を明文化するとともに、従来の行政措置による処分の不明瞭性を排除して法文上に明確化する必要があること。
- ④ 銀行の安全性と健全性を保持するために相当広範囲にわたる規整整備の必要があること。その方策として、支払準備金の準備、現物出資の禁止等がある。
- ⑤ 銀行の預金者およびその他の債務者の保護を一段と強化するための規定を必要とすること。これは第101条の「2万円以下の少額預金者であれば、銀行の破産のような場合でも、この預金者に損害を与えないようにする」というものである。
- ⑥ 諸積立金制度および支払準備金制度を確立強化し、銀行経営の充実と円滑化および信用保持に資するための規定を必要とすること。
- ⑦ 銀行役員の専業主義を一段と強化し、銀行業務の公共性と公益性からして責任の所在を明確にする必要があること。
- ⑧ 銀行業務の内容を強化拡大して現在の信託業務の皆無による住民の不便を解消せしめるために信託業務を銀行に併せ行わしめる必要があること。
- ⑧ 外国人の琉球内における銀行業務についての規定を具体的に立法化し、その適正を期するとともに外国法人の保護育成の必要があること。

このような提案理由説明の後、沖縄における普通銀行の必要性を、「現在では、先ず琉球銀行、相互銀行、無尽会社といったような金融機関がありますが、琉球銀行は日本銀行みたいな中央銀行の性格を持っていて、我々住民の利用においても或る制約を受ける点があるように考えられます。また相互銀行は無尽の性格を多く有していて、その相互銀行としての預金も1千万円内外のものであります。これは、普通預金が多く、定期性預金でないために、これを生産資金等に資金化することが相互銀行において十分でないという憾みがあります。それで、琉球銀行と相互銀行や無尽会社等の中間のいわゆる市中銀行の存在は必要であるように考えられます。以前、軍からもこれを慫慂したことがあるようです。

10) 1954年7月8日第四回定例会立法院會議録（四）公報号外1954年10月30日第16号27頁「行政主席メッセージ第34号 銀行法に関する立法要請について」。

11) 立法の手続き過程は、小谷融 [2023] 130頁を参照されたい。

12) 1954年8月26日第四回定例会立法院會議録（六）公報号外1954年11月10日第27号63頁～66頁「立法案第70号銀行法案」内政委員長当山真志説明。

市中銀行が実現すれば、次のような利点があります。先ず農林中央金庫が農林、水産業相手のものとなり、大衆金融公庫が一般大衆を相手とし、更に市中銀行は小中企業者の利用が多く、特に民間の我々住民間における金融機関の整備ができると考えられます」と述べている。この一読会終了後、銀行法案を内政委員会に付託することが決定された。

同年8月28日の議事において、銀行法案（内政委員会報告立法案第70号）が二読会として審議される¹³⁾。内政委員長当山真志は、「8月26日の本会議において本委員会に付託となった銀行法案について8月28日（本日）委員会を開催して審議した結果、原案通り可決すべきものと決定した」との報告を行った。併せて、沖縄の実情に即して立案された条項を銀行法案と本土の第5次案を比較した「銀行法琉・日比較対照表」に基づき説明している。同日の二読会は継続することとされた。

同年8月30日の議事において、銀行法案の二読会が継続される¹⁴⁾。内政委員長当山真志から銀行法案と1953年立法68号「相互銀行法」との相違点の説明を行う。二読会は打切り、内政委員会に再付託することが決定された。

同年8月31日の議事において、内政委員会に再付託された銀行法案が審議される¹⁵⁾。内政委員長当山真志は、「8月30日の本会議において本委員会に再審査を求められた銀行法案について8月31日委員会を開催、慎重審議の結果原案通り可決すべきものと決定した」との報告を行った。長嶺秋夫委員から第三読会を省略する「読会省略」の動議があり、立法案第70号銀行法案は原案通り可決決定される。

ロ. 銀行法の概要

1954年10月29日に立法第63号「銀行法」が公布され、同日から施行される。併せて、同年11月20日規則第86号「銀行法施行規則」が公布・施行された。銀行法では、銀行は行政主席の免許を要するものとし（第2条第1項、第12条）、別に営業仮免許の制度を設けている（第10条）。さらに、行政主席に外国銀行が沖縄地区で業務を営む場合の要免許制（第2条第2項）、その監督制を明定する点（第4条）、無記名株式の発行禁止と現物出資の禁止を定め（第22条）、その業務運営についても預金支払準備金の保有（第5条）、無担保貸出の制限（第34条）、不動産担保貸付の制限（第35条）、一人に対する貸出の制限（第36条）、銀行の役職員への貸出制限（第38条）、一会社発行の株式または社債保有の制限（第40条）、株式の所有制限（第41条）などの規定を持つ点で、本土の銀行法と著しく異なり、干渉的であるほか、同法第8章（第45条～第57条）で信託業務を定めている。すなわち、沖縄では信託業法を別に置かず、銀行法に入れ、兼営を認めるものであり、また貯蓄銀行法¹⁶⁾も別になく、積立預金も当然普通銀行の行い得るところとする点も注目すべきで

13) 1954年8月28日第四回定例会立法院會議録（六）公報号外1954年11月10日第28号110頁～115頁「立法案第70号銀行法案」。

14) 1954年8月30日第四回定例会立法院會議録（六）公報号外1954年11月10日第29号129頁～131頁「立法案第70号銀行法案」。

15) 1954年8月31日第四回定例会立法院會議録（七）公報号外1954年12月10日第30号26頁「立法案第70号銀行法案」。

あるとの評価であった¹⁷⁾。

沖縄の実情に即して立案された条項を銀行法がモデルとした本土の第5次案とを比較しながらみていこう¹⁸⁾。

[第5条（預金支払準備金の保有）]

銀行は、常時支払準備金として、その定期性預金の総額の5%に相当する金額と当座預金その他定期性預金以外の預金の総額の20%に相当する金額との合計金額以上を現金、琉球銀行もしくは行政主席の指定する他の銀行への預け金または行政主席の指定する有価証券で保有しなければならない（第1項）。注目すべきは、この時点で琉球銀行が支払準備金預託銀行として認められていたことである。これに対して、本土の第5次案では、銀行は、預金支払準備金として、その定期性預金の総額の1%に相当する金額と当座預金その他定期性預金以外の預金の総額の5%に相当する金額との合計額以上の日本銀行預け金を保有しなければならないとなっていた（第5条第1項）。

このように沖縄の方が本土よりも積立率が高いのは、銀行の健全性を保ち預金者保護を図るためである。また、琉球銀行の積立率がそれぞれ5%と18%となっていたことから（1948年米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」琉球銀行条例第21条）、それとの平仄をとった。

[第21条（資本金）]

銀行の資本金は2,000万円以上（第1項）、商法で株式分割払込が認められていたことから株式金額の分割払込を認めている¹⁹⁾（第2項）。また、銀行が外国に支店を設置する場合においてはその資本金は3,000万円以上となっている（第3項）。これに対して、本土の第5次案では、東京都大阪市その他人口50万以上の市であって大蔵大臣の指定するものに本店を有する銀行の資本金は5,000万円、その他の銀行の資本金は3,000万円、銀行が外国に支店を設置する場合においてはその資本金は1億円以上としている（第501条）。

琉球政府において、本土法に準じた立法措置を行う場合の金額基準はその3分の1程度とされていた。いわゆる3分の1ルールである²⁰⁾。それを適用すると $3,000\text{万円} \times 1/3 = 1,000\text{万円}$ となる。沖縄銀行法の資本金2,000万円は、沖縄と本土の経済事情の相異を勘案したものとのことであるが、預金者保護のために銀行の資力を充実させる必要があったと説明する方がわかりやすい。

16) 大正10（1921）年4月14日法律第74号「貯蓄銀行法」は、昭和56年6月1日法律第61号「銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により廃止された。

17) 坂井隆一 [1970] 48頁。

18) 1954年8月28日第四回定例会立法院會議録（六）公報号外1954年11月10日第28号111頁～118頁「立法案第70号銀行法案」。

19) 本土では昭和23（1948）年7月12日法律第148号「商法の一部を改正する法律」（同日施行）において株式分割払込制度が廃止された。沖縄で株式分割払込制度が廃止されるのは、1964年8月8日立法第65号「商法の一部を改正する立法」が施行された1966年7月1日である。小谷融 [2023] 141頁～144頁。

20) 小谷融 [2023] 136頁。

[第27条（役員の人数及び任期）]

取締役は3人以上置くとされている（第1項）。これに対して、本土の第5次案では5人以上となっている（第601条第1項）。沖縄の銀行は本土の銀行よりも規模が小さいことから3人以上とされた。

また、取締役の任期は3年（第2項）、本土の第5次案では2年となっている（第601条第2項）。これは、本土では昭和25（1950）年5月10日法律第167号「商法の一部を改正する法律」（昭和26（1951）年7月1日施行）に従っているが、当時の沖縄では旧商法が適用されていたので3年となっている。

[第32条（銀行の業務）のうち外国為替取引等]

本土の第5次案では、銀行の業務としての外国為替取引等については第701条第1項において外国為替取引（第2号）、信用状の発行およびこれに伴う業務（第3号）、信用状形式によるもの（第6号）が規定され、第703条（外国為替業務に関する取極）では「銀行は外国にある銀行その他の金融機関と外国為替及び外国貿易管理法（昭和24（1949）年法律第228号）の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは同第11条（外国為替銀行の業務上の取極）に規定するところによらなければならない」としている。これに対して、沖縄銀行法では、これに相当する条文は削除されている。

銀行法公布当時の沖縄において、外国為替業務は1950年10月20日米軍政府布令第26号「琉球列島における外国為替及び貿易手続」第9条において、「軍政長官が別に許可しない限り琉球銀行及び特定の支店のみが外国為替ないし両替業務に従事する琉球における唯一の代行機関である」とされていた。従って、琉球銀行以外の市中銀行は外国為替業務の取扱いが認められていない。

沖縄銀行法における銀行の業務は、第1項において、預金の受入および対人信用または物的担保による貸金の貸付（運転資金は短期）または為替手形もしくは約束手形の割引（第1号）、内国為替取引（第2号）、地金銀の売買および両替（第3号）、有価証券、貴金属その他の物品の保護預りおよび貸金庫（第4号）、自行宛手形の引受（第5号）、顧客の書面による注文を受けて顧客の計算において行う政府債証券、地方債証券、社債券、出資証券、株券その他有価証券の売買ならびに政府債証券、地方債証券および政府が元本の償還および利息の支払いについて保証している有価証券の売買、売買の媒介、取次または代理、引受および出資の業務（第6号）、担保付社債信託法による担保付社債に因る信託業および社債募集の受託（第7号）、社債等登録法（昭和17年法律第11号）による社債等に関する登録事務（第8号）と定められた。なお、第1号の貸金の貸付の括弧書き「運転資金は短期」は、沖縄銀行法独自のものである。その趣旨は、運転資金の貸付を短期にすることにより貸金の回収を早め、少ない資金量で融資回数を増やすことにある。

[第35条（不動産担保貸出の制限）]

銀行は、直接または間接に不動産を担保とする貸出の総額が当該銀行の定期性預金の総額と債券の総額との合計金額80%に相当する金額と実質資本とのいずれか高い金額を超える場合には、その貸出をしてはならない（第1項）。これに対して、本土の第5次案では、

貸出制限の比率は60%となっている（第705条第1項）。沖縄銀行法が本土の第5次案よりも貸出制限比率が高くなっているのは、信用貸付を少なくして担保貸付の幅を広くするためのものである。

[第36条（一人に対する貸出の制限）]

銀行は、一人に対する貸出が当該銀行の実質資本の15%に相当する金額を超える場合には、当該人に対して、直接または間接に貸出をしてはならない。この場合において貸出には、手形の引受または割引による当該人に対する信用の供与を含む（第1項）。これに対して、本土の第5次案では、貸出制限の比率は25%となっている（第706条第1項）。沖縄銀行法が本土の第5次案よりも貸出制限比率が低くなっているのは、一人の破産によるリスクを避けるためのものである。

[第40条（会社の発行する株式社債の取得の制限）]

銀行は、一会社の発行する株式および社債の所有の各合計金額が、それぞれ当該銀行の実質資本の20%に相当する金額を超える場合には、その会社の発行する株式または社債を取得してはならない（第1項）。これに対して、本土の第5次案では、取得制限の比率は25%となっている（第710条第1項）。沖縄銀行法が本土の第5次案よりも取得制限比率が低くなっているのは、他の会社の有価証券の価格変動リスクを避けるためのものである。

[第45条（信託業務）]

銀行は、信託業務を営もうとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。銀行以外の株式会社が信託業務を営もうとするときも同様とする（第1項）。沖縄において、信託業務の根拠法は銀行法であり、本土の信託業法のようなものはなかった。また、本土では銀行業務と信託業務の兼営は原則として認められていなかった。

この信託業務の規定により、本土にない専門の信託会社が2社認可されている。その1社琉球信託は1966年10月4日に認可され、株式の60%を琉球銀行が所有していた。ほか1社は沖縄信託で1967年5月11日に認可されている。しかし、沖縄の本土復帰に際して、大蔵省から両社の存続は認めない意向が示されたことから、両社は保有する金銭信託勘定を琉球銀行に譲渡することを決めた。琉球信託については1971年10月1日付で譲渡が実現²¹⁾したが、沖縄信託については1972年5月2日に譲渡の覚書²²⁾を締結するが、復帰前に譲渡契約の締結に至らなかった。このため、昭和47（1972）年政令第150号「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」第54条（信託業法関係等）において、「法の施行の日から起算して2年間は、沖縄において信託業を営むことにつき、信託業法（大正11年法律第65号）第1条第1項の規定による免許を受けたものとみなす」との経過措置が設けられた。その後、沖縄信託は1972年10月1日付で琉球銀行に金

21) 沖縄県公文書館所蔵資料『行政一般に関する書類琉球銀行1971年』（資料コード（0000033117）「1971年5月27日『株式会社琉球信託の金銭信託勘定（合同運用）を琉球銀行に引継ぎすることについて』」。

22) 沖縄県公文書館所蔵資料『琉球銀行関係書類1972年』（資料コード（0000033123）「1972年5月2日『琉球銀行・沖縄信託覚書』」。

銭信託勘定を譲渡している。信託業を手放した両社は、琉球信託が（株）琉信、沖縄信託が大洋興発（株）と商号を変更し、事業目的を変更して不動産会社となった²³⁾。

なお、大蔵省は沖縄の本土復帰に際し、琉球銀行および沖縄銀行の信託兼営も認めない立場であったが、後述（13）のと通りの経過措置を設けている。

（3）銀行法に基づく沖縄銀行の設立

銀行法が施行されると、その直後に那覇市在住の上岡作太郎から琉球政府に対して、市中銀行（仮称沖縄銀行）設立の免許申請がなされた。琉球政府はこれを却下した。その理由は、①設立発起人は銀行業務に対する十分な経験を有していない、②銀行を組織し、運営するための有能なスタッフを有していないことであった²⁴⁾。

その後、銀行法が公布されてから約1年後の1955年11月7日、設立発起人代表比嘉良行（元東京銀行渋谷支店長）から「株式会社沖縄銀行営業仮免許申請書」が琉球政府行政主席に提出された²⁵⁾。資本金3千万円、一株の金額100円、信託部を設けて信託業務を兼営するというものであった。発起人には、当間重剛（那覇市長）、富原守保（琉球銀行総裁）、稲嶺一郎（琉球石油）、竹内一雄（香南産業）、竹内和三郎（沖縄食糧）、国場幸太郎（国場組）、宮城仁二郎（大東糖業）、大城鎌吉（大城組）、湧川善公（湧川商会）等の財界人が参加していた。一方で、営業仮免許申請書が提出された翌11月8日には、既存の相互銀行、那覇商工信用協同組合等5金融機関の連名で、琉球政府行政主席、立法院議長、米国民政府主席民政官宛てに「市中銀行設立反対」の陳情書が提出されている²⁶⁾。反対理由は、「現下沖縄経済情勢下では、市中金融機関は決して少なくない。特に既設の相互銀行、無尽会社では各地区支店網の整備確立に全力を傾注、中小企業の振興と住民大衆の貯蓄増強に着々その成果をあげており、今更新金融機関の割り込む余地はない」というものだ。

行政主席比嘉秀平は1956年3月23日、指令第437号において、「申請のあった銀行業を営むことについては、銀行法第10条によって仮免許します」との営業仮免許の通知を行う。その後、営業仮免許を受けた沖縄銀行は同年6月21日、設立の諸手続きを経て登記が完了し、翌6月22日に「株式会社沖縄銀行営業免許申請書」を行政主席に提出した。申請理由は、「3月23日付指令第437号を以て『営業仮免許書』の交付を受けて、直ちに800万円の一般公募をなし、資本金3千万円の6割払込完了、6月17日創立総会無事完了したため」としている。これを受け、行政主席比嘉秀平は同年6月27日指令第1030号において、「申請のあった銀行業を営むことについては、銀行法第12条によって免許します」として銀行業務を、また、同日指令第1031号において、「申請のあった信託業務の兼営については、銀行法第45条によって認可します」として信託業務の免許を通知する。これにより、沖縄では初めて信託兼営銀行として営業が認められることとなった。なお、沖縄銀行は同年7

23) 屋良朝一 [2020] 130頁～131頁。

24) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 41頁。

25) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行関係書類綴1955年～1957年』（資料コード0000032915）。

26) 沖縄銀行30年史編纂室 [1987] 15頁。1955年11月8日「沖縄タイムス」。

月2日、業務を開始している。その業務内容は、次のとおり。

銀行業務：預金（当座預金、普通預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備金）、貸付（手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引）、内国為替、その他付随業務

信託業務：金銭信託、金銭信託以外の信託、その他付随業務

（4）1958年8月19日立法第34号「銀行法の一部を改正する立法」

1954年立法第63号「銀行法」は、1972年5月15日の本土復帰までの間、図表2に示すとおり、その一部改正が行われてきた。順次、その内容を見ていく。

図表2 1954年立法第63号「銀行法」の改正経緯

1954年10月29日立法第63号「銀行法」
1958年8月19日立法第34号「銀行法の一部を改正する立法」 主な改正：店舗網に出張所を認可。沖縄の旧商法に適應する内容に改正。外国為替取引の道を拓く。不動産担保貸出制限の撤廃。
1958年9月12日高等弁務官布令第10号「銀行」 主な改正：外国為替業務の取扱い。支払準備金の保有形態。 1959年10月30日高等弁務官布令第10号「銀行」改正第1号 主な改正：外国為替業務の取扱い。支払準備金の保有形態。
1962年8月25日立法第90号「銀行法の一部を改正する立法」 主な改正：相互銀行から銀行への転換規定。銀行・相互銀行間の合併、営業譲渡および移転等。B円表示の金額をドル表示に。
1964年8月6日立法第57号「銀行法の一部を改正する立法」 主な改正：特別本店勘定の削除。役職員の違法行為に対する罰則強化。
1966年4月19日立法第5号「銀行法の一部を改正する立法」 主な改正：新商法施行に伴う改正。無額面株式発行の禁止。一人に対する貸出制限の拡大。台風接近で銀行が緊急に臨時休業する場合の公告方法。
1966年7月22日高等弁務官布令第10号「銀行」改正第5号 主な改正：支払準備金としての琉球開発金融公社債券保有。
1971年5月18日立法第24号「銀行法の一部を改正する立法」 主な改正：株式保有制限比率の拡大。

（出所）筆者作成。

沖縄銀行は1958年3月10日、琉球政府行政主席に対して、沖銀企第22号「銀行法一部改正立法勧告に際して追加申請の件」を提出し、①第17条（営業所）を改正し、出張所を認める、②第5条（預金支払準備金の保有）第1項を改正し、預金支払準備金率を引き下げる、③第32条（銀行の業務）第2項を改正し、外国為替業務を認めることを要望していた。しかし、同年4月8日に、同文書の②の預金支払準備金率引き下げを取り下げた新たな沖銀企第22号「銀行法一部改正立法勧告に際して追加申請の件」と差し替えている²⁷⁾。沖縄

27) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行関係書類1958年～1959年』（資料コード0000032914）「沖銀企第

銀行の②を除いた①と③の4月8日付の要望は、立法案に取り入れられた²⁸⁾。

行政主席は1958年6月10日、立法院議長に対して銀行法の一部を改正する立法勧告を行う²⁹⁾。同年7月11日第12回立法院本会議第一読会における発議者内政委員長平良幸市による銀行法改正提案理由説明は次のとおり³⁰⁾。

第一は、店舗として出張所を認めることである。銀行の店舗網は相当拡大しているが、現行法では、店舗は本店および支店に限定されている³¹⁾。このため、営業地盤に対して過大な店舗負担となるものもある。出張所を認めて合理化を図りたい。

第二は、条文上商法に係る箇所（資本金の変更等）を当時沖縄で適用されていた旧商法に適応する内容に改正することである。前述のとおり銀行法は、本土の第5次案を全面的に採用して立法されたことから、本土の戦後の改正商法を前提とした条文をそのまま導入していた。当時、沖縄では戦前の旧商法が適用されていたので³²⁾、旧商法に適応する内容に改める。

第三は、銀行の為替業務を内国のみに限定せず、外国為替取引の途を拓くことである。将来、琉球銀行以外に1950年米軍政府布令第26号「琉球列島における外国為替及び貿易手続」第9条によって、市中銀行が外国為替銀行として指定された場合に備え、それに対応できるようにするためのものだ。

第四は、不動産担保貸付制限に係ることである。不動産担保貸付は、定期預金の総額と債券の総額との合計金額の80%に相当する金額と実質資本のいずれか高い金額の範囲内に制限されている（第35条）。しかし、当時の沖縄においては、不動産の他に確実な有価証券等のような流動性のある担保はない。このままでは、信用貸し即ち無担保貸付けが増加し、不良債権が増加することが見込まれる。それを避けるため、不動産担保貸付制限を廃止する。

その後、立法院本会議での議決を経て、1958年8月19日に立法第34号「銀行法の一部を改正する立法」が公布され、同日から施行される。その概要は次のとおり。

- ① 第17条（営業所）および第18条（営業所に関する認可）に「出張所」を加える。
- ② 第21条（資本金）および第23条（株式の総数及び資本金の変更）について所要の改正を行う。
- ③ 第32条（銀行の業務）第1項第2号を「為替取引 但し、外国為替取引については、他の法令の規定により外国為替銀行として指定を受けた場合に限る」と改める。

22号『銀行法一部改正立法勧告に際して追加申請の件』。

28) 預金支払準備金率の引き下げと外国為替業務の実質的な認可は、1958年9月12日高等弁務官布令第10号「銀行」の公布を待つことになる。

29) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1958年2』（資料コード R00000916B）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

30) 1958年7月11日議事第12回議会（定例）立法院会議録第14号1958年7月18日5頁～7頁「立法案第25号銀行法の一部を改正する立法案」発議者内政委員長平良幸市説明。

31) 琉球銀行および相互銀行には、出張所の設置が認められていた。

32) 小谷融 [2023] 141頁～144頁。

④ 第35条（不動産担保貸出の制限）第1項を削除する。

（5）1958年9月12日高等弁務官布令第10号「銀行」

1958年9月15日高等弁務官布令第14号「通貨」が公布され、これによって翌16日以降、B円に代わって米国ドルが沖縄の法定通貨となることが宣言される。これに対応するため、1958年9月12日高等弁務官布令第10号「銀行」、翌1959年10月30日高等弁務官布令第10号改正第1号が公布された。同布令により、銀行法、相互銀行法および琉球銀行条例における外国為替業務の取扱いと支払準備金の保有形態について改正が行われる。

イ. 外国為替業務の取扱い

1958年高等弁務官布令第10号において、1954年立法第63号「銀行法」第32条（銀行の業務）第1項に、次の2項目が加えられた。同様の改正が1953年立法第68号「相互銀行法」第2条第1項および米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」琉球銀行条例第5条第2項第15号においても行われている。

- ① 信用状の発行その他外国貿易業務の金融に係る事業等の外国貿易と関連する支払および収納を行うこと。
- ② 外国送金を行いおよびこれを収納すること。

銀行法の改正を受け、沖縄銀行は1958年10月22日、外国為替の取扱いに係る事業方法書の変更が認可された。この結果、従来琉球銀行にのみ限定されていた外国為替業務の取扱いが市中銀行においても認められるようになった。このことは、同時に琉球銀行の外国為替業務に関する独占的取扱権限が消失することを意味し³³⁾、その結果、琉球銀行が取り扱う外国為替業務は他の金融機関と同内容のものとなる。

その後、1959年布令第10号改正第1号において、銀行法第32条第1項の前述の外国為替業務の表現が次のように改正されている。ただし、相互銀行法および琉球銀行条例は改正されていない。

- ① 信用状の発行その他通常外国貿易業務の融資に関する事業等外国貿易に関連する収支をすること。
- ② 外国送金の送受をすること。

ロ. 支払準備金の保有形態

従来の支払準備金制度では、普通銀行は定期性預金の5%および流動性預金の20%を、また相互銀行は定期性預金の10%および流動性預金の30%を支払準備金として保有することとされていた。その保有形態は、①現金、②琉球銀行もしくは行政主席の指定する他の銀行への預金、③行政主席の指定する有価証券で保有しなければならない（銀行法第5条第1項、相互銀行法第13条）。一方、琉球銀行は定期性預金の5%および流動性預金の18%を現金で自行の金庫に保有しなければならないが、民政官が決定する一定額は、米国民政府が発行する債券または民政官が許可する米国の銀行預金とすることができるとされてい

33) 琉球銀行調査部編 [1984] 1186頁。

た（1957年改正琉球銀行条例第18条）。これは、琉球銀行のわずかな例外を除いて支払準備金の保有形態が庫中での現金保有や琉球銀行での預金など、域内保有が主であったということである³⁴⁾。

これに対して、1958年高等弁務官布令第10号において、銀行法第5条第1項、相互銀行法第13条および琉球銀行条例第18条が改正され、各行とも支払準備金の20%を現金で保有しなければならないが、残り80%は民政官が認める合衆国の中央準備市もしくは準備市にあるコルレス銀行に要求払い預金の形で預託することができるとされた。この改正趣旨は、各行とも外国為替業務の取扱い開始に伴って対外決済資金を海外に預け入れることになるが、そのうち民政官の認める金融機関に対する預け金を支払準備金として認めることとしたものだ³⁵⁾。なお、この改正により、各行で支払準備金を保有することが認められることとなり、これまで琉球銀行に与えられていた支払準備金預託銀行としての機能が廃止されることになる³⁶⁾。

銀行法改正を受け、沖縄銀行は1959年7月7日、琉球政府内政局長経由で米国民政府民政官宛てに「法定準備金預託銀行認可申請に就いて」と題する文書を提出し、法定準備金預託銀行として、①Manufacturers Trust Company（55 Broad Street, New York 15, N.Y.）、②The First National City Bank of New York（55 Wall Street, New York 15, N.Y.）の2行の認可申請を行った。米国民政府高等弁務官室行政官代理陸軍中佐クレセンゾFガイダは1959年7月21日、琉球政府行政主席に対して、琉高弁財004-2号「法定準備金受託人について」と題する文書において、沖縄銀行が前述の2行を法定準備金受託者に指定することに異議がないことを通知している。この文書を受けた行政主席は1959年7月24日、沖縄銀行に内理第273号「支払準備金預託銀行の認可について」と題する文書を発出し、米国民政府からの回答を通知する³⁷⁾。

その後、1959年布令第10号改正第1号において、銀行法第5条第2項、相互銀行法第13条第2項および琉球銀行条例第18条第2項が改正され、支払準備金の保有形態が、各行とも支払準備金の50%以上を現金または民政官が認める準備金受託銀行に預け入れた要求払預金で保有しなければならないが、50%以下は合衆国政府証券もしくは準備金受託銀行に預け入れた定期預金（30日以内に払い戻しのできるものに限る）で保有することができるとされた。

（6）1962年8月25日立法第90号「銀行法の一部を改正する立法」

イ．改正銀行法

1962年に入ると、一部の相互銀行の間で普通銀行への転換について種々検討がなされ、琉球政府に対して法的な面からの可否等についての打診があった。琉球政府として、この

34) 琉球銀行調査部編 [1985] 112頁。

35) 琉球銀行調査部編 [1985] 113頁。

36) 琉球銀行調査部編 [1984] 1187頁。

37) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行関係書類1958年～1959年』（資料コード0000032914）。

問題を検討したところ、現行法では不可能との見解（1962年3月6日法務局回答）が出されたことから、銀行法および相互銀行法の一部改正に着手した³⁸⁾。所定の手続きを経て、行政主席は1962年4月23日、立法院議長に対して銀行法の一部を改正する立法勧告を行う³⁹⁾。同年6月28日第19回立法院本会議第一読会における発議者内政委員長伊芸徳一による銀行法改正提案理由説明は次のとおり⁴⁰⁾。

第一は、新たに相互銀行の銀行への転換に関する規定を設けることである。相互銀行から普通銀行への転換には行政主席の免許を得る、その申請には銀行を創立する場合の規定を準用する。

第二は、銀行は他の銀行と合併または営業譲渡若しくは譲受を行うことができるが（第74条第1項）、銀行と相互銀行との間にはこの規定の適用がない。銀行と相互銀行間の合併または営業譲渡若しくは営業譲受を規定して、双方における離合転換を容易にし、銀行の系列化に資する。

第三は、一人に対する貸出制限の緩和である（第36条第2項）。貸出制限の例外に琉球開発金融公社が元本の償還および利息の支払いについて保証している貸出しを加える。琉球開発金融公社は、1959年9月30日高等弁務官布令第25号「琉球開発金融公社の設立」に基づき翌10月1日に設立された。

第四は、表現の曖昧な点を明確にすることである。具体的には、貸付限度額を計算する際の資本金（第2条第3項）について、分割払込がなされた資本金については払込資本金を基礎とすることへの変更だ。

第五は、B円表示の金額を現状に即してドル表示に改めることである。

その後、同立法案は同年6月29日の立法院本会議において可決される。この立法案の米国民政府との事後調整⁴¹⁾において、米国民政府は1962年8月23日、次の条件で琉球主席が署名公布することに異議がないとの回答を行っている⁴²⁾。

- ① 銀行5か年計画を策定し⁴³⁾、高等弁務官に提出し承認を得る。該計画には、その期間中に必要とされる銀行業務および予想される経済活動の向上を内容に入れる。該計画には更に、訓練された資格ある銀行員を得ること。更には、不当な競争をなくし、能率を上げ、よりよい事務処理による経営費の削減の意味での銀行の統合の必要性の

38) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 49頁。

39) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1962年』（資料コード R00000881B）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

40) 1962年6月28日第19回議会議（定例）立法院会議録第26号4頁～7頁「銀行法の一部を改正する立法案」発議者内政委員長伊芸徳一説明。

41) 小谷融 [2023] 130頁。

42) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1962年』（資料コード R00000881B）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

43) 金融検査部は、1962年8月に銀行の整理統合を含む「銀行整備5か年計画」を公表し、過当競争に陥った銀行の現状を改め、拡大発展する沖縄経済の資金需要に即応することのできる金融機構を創造していくことを明らかにしている（琉球銀行調査部編 [1985] 142頁）。

如何について考慮する。

- ② この立法の規定によるところの銀行の新規設立または既存銀行の変更の免許については、事前に高等弁務官の承認を得る。

米国民政府との事後調整が終了したのち、1962年8月25日に立法第90号「銀行法の一部を改正する立法」が公布され、同日から施行される。その概要は次のとおり。

- ① 相互銀行から銀行への転換に係る第101条の2の新設。従来の相互銀行が、その目的を変更して銀行業務を営もうとするときは、行政主席の免許を受けなければならない（第1項）。第1項の免許については、第9条から第12条までの規定を準用する（第2項）。第1項の免許を受けた銀行は、第32条第8項の規定にかかわらず、当該免許を受けたとき現に締結している相互銀行法第2条第1項第1号の契約に限り、契約期間満了のときまで当該契約を継続することができる（第3項）。

第2項は、相互銀行からの銀行への転換は「第2章営業の免許」に従って行うというものである。また、第3項は、相互銀行のときに行っていた掛金業務の経過措置だ。

- ② 銀行、相互銀行間の合併、営業譲渡および移転等ができるようにするため、第74条（合併又は営業の譲渡若しくは譲受）第1項および第5項について所要の改正を行う。
- ③ 第36条第2項の一人に対する貸出制限の例外に琉球開発金融公社が保証している貸出し等を追加する。
- ④ 第2条第3項の「実質資本」を「銀行の資本金、準備金その他株主勘定に関するもの金額とし、」から「銀行の払込資本金及び株主勘定に属する準備金とし、」への改正。
- ⑤ B円からドルへの換算は、1958年9月1日高等弁務官布令第14号「通貨」に従い、原則として、120B円対1ドルの比率で米国ドルに換算されている⁴⁴⁾。第103条～第106条の罰則の罰金額がこれに該当する。ただし、第21条の資本金の金額については、資本充実の観点から切りのよい100B円対1ドルの比率で換算された。

ロ. 相互銀行から普通銀行への転換

6月28日開催の立法院本会議第一読会の質疑において、内政委員長伊芸徳一から第101条の2に基づいて相互銀行から銀行への転換申請にあった場合の免許基準を制定する旨の説明があった。改正法公布直後に金融検査部は、①関係者の人格および能力が信頼するに足りること（従来の経営において不健全な行為等がなかったか）、②銀行が営む事業が健全で公共の便益を増進するものであること、③資本金は100万ドル以上であること等を内容とする免許基準を制定している⁴⁵⁾。

改正銀行法の施行を受け、南陽相互銀行は1962年9月19日、行政主席に対し、「当行は相互銀行法第3条に基づき営業免許を受けて相互銀行業務を行っていますが、今般営業を普通銀行に切換えたいので銀行法第101条の2の規定に基づき仮免許を受けたく申請致します」との普通銀行への転換についての営業仮免許申請書を提出した⁴⁶⁾。これに対して、

44) 小谷融 [2022] 24頁～25頁。

45) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 49頁。

46) 沖縄県公文書館所蔵資料『南陽相互銀行関係書類1963年』（資料コード0000032927）「1962年9月19

金融検査部（発出名は行政主席）は1963年12月9日、南陽相互銀行に対して、琉球政府指令金272号において、「銀行業務を営むための営業仮免許申請については、銀行法第10条によりその必要性が認められないので却下する」とし、その理由として、①現在の経済情勢に最も適した銀行の数は普通銀行2行、相互銀行2行であり、それ以上普通銀行を増やす必要は認められない、②組織機構および能力等について、経営体制が整っていないを付して通知している。

通知書に付された却下理由は前述のとおりであるが、1963年12月7日付内務局決裁文書では、却下理由がより厳しく詳細に記載されている。その内容は次のとおり。

① 1963年4月13日および9月18日現在の検査結果によれば、次の事項が指摘され、先に決定した普通銀行への切替基準に合致していない。

- ・現役員に係る不正行為が発覚し、これまでの経営陣には全く信頼が置けず、相互銀行経営さえも任せておけない状況にある。
- ・幹部職員の養成訓練を怠ったために中間管理層が弱く、琉球銀行、沖縄銀行と到底太刀打ちできない。
- ・機構組織が不備不完全であり、内部牽制組織が確立されていない。
- ・諸規定の整備が不完全であり、人事管理が拙劣である。

② これまでの5か年計画による銀行整備統合を推進してきた結果、普通銀行2行、相互銀行2行という基本構想がすでに次のとおり確立されている。

- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行：来春早々東洋相互銀行を吸収合併する予定。
- ・中央相互銀行：第一相互銀行、沖縄相互銀行が対等合併をなし、1964年1月8日に創立総会を開く予定。
- ・南陽相互銀行：来春早々に共栄相互銀行、八重山相互銀行を吸収合併する予定。

また、三和相互銀行からも金融検査部へ普通銀行への転換打診があった。しかし、その当時の三和相互銀行は不法不当行為等⁴⁷⁾が未だ改善されていない状況であったことから、金融検査部が申請書を正式に受理するに至らなかった⁴⁸⁾。

(7) 1963年金融検査部長金銀第632号「政治献金等の禁止について」

金融検査部長外間完和は、布令第37号の強力な検査権限をもとに金融機関のなれ合い融資、汚職、背任行為など不健全な経営を相次いで摘発していく。金融機関の経営をこのよう素乱させた原因の一つに、政党との係累もしくは政治色を帯びた経営体質がある。このような経営態度を除却し、公正な業務運営の確立および経営の合理化を図る必要があった⁴⁹⁾。このため、金融検査部長は1963年9月11日、各銀行および保険会社の長宛てに金銀

日南銀発第20-88号『営業仮免許申請書』,「琉球政府指令金第272号」。

47) 小谷融 [2024] 78頁～79頁。

48) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 49頁。

49) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 54頁。

第632号「政治献金等の禁止について」と題する通達を発出している。この通達の発出前の1963年7月11日、キャラウェイ高等弁務官は記者会見において、金融機関等による政治献金を制限することは賢明な措置であるとして、金融検査部長の援護射撃を行った⁵⁰⁾。

さらに、金融検査部長は、この趣旨を銀行法および相互銀行法にも規定すべく、後述の1964年改正銀行法第1次案において、「銀行は政治に関与する団体若しくは個人又は公職に立候補する者に対し、直接又は間接に金銭、物品の寄附又はその他特別の便益を供与することを得ず」とし、罰則を付したものを起案した⁵¹⁾。しかし、1964年2月2日開催の琉球政府局長会議において、この条文は次のことから削除された。局長会議には立法起案部局の長である金融検査部長は招聘されていない。1964年7月17日第25回議会（定例）立法院内政委員会における金融検査部長の削除理由に対する反論を併せて記す⁵²⁾。

① 1947年米軍布告第23号「政党について」第3条において、銀行の政治献金は禁止されている。他の法律で禁止する必要はない。

（外間完和参考人反論）布告第23号は受け取る政党側を規制するものであるが、金融検査部案は献金する銀行側を規制するものである。また、複数の法律である事象を規制することがある。例えば、業務上横領あるいは背任は、刑法で規定しているが、商法や銀行法においても規定されている。

② 銀行の経営に関することであり、行政指導で規制すべきである。法律の改正は必要はない。

（外間完和参考人反論）行政指導か法令で定めるかは、そのときの行政、政策、経済情勢等考慮して決めるべきである。今日の状況では、行政指導ではなく、法令で明確に規制すべきだ。私（外間完和）が金融検査部長に在職しているときは行政指導でも対応する自信はあるが、将来に対しては自信を持ってない。

銀行法に政治献金禁止が導入され、罰則が適用されると、1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」第4条（金融検査官の任命、資格、職責及び権利濫用の禁止）において身分が保障されている外間完和金融検査部長がその規定に基づき金融機関を告発するのではないかと琉球政府局長会議において行政主席や各局長がおそれた、これが本当の理由であろう。

後述（8）の1964年7月21日立法院本会議において、岸本利実議員から改正銀行法に銀行の政治献金禁止を審議すべきではないかとの質疑がなされた。しかし、内政委員長伊芸徳一より「金融検査部長と内政局長との意見が対立しており、琉球政府自体として意思統一がなされていない。意思統一がなされてから検討すべき」との旨の応答がある。それを踏まえ、銀行の政治献金禁止は改正銀行法の審議対象とはならなかった⁵³⁾。

50) 1963年7月12日付琉球新報・沖縄タイムス。

51) 1964年7月17日第25回議会（定例）立法院内政委員会議録第92号2頁～3頁外間完和参考人発言。

52) 上記49。

53) 1964年7月21日第25回議会（定例）立法院会議録第22号18頁～19頁。

(8) 1964年8月6日立法第57号「銀行法の一部を改正する立法」

行政主席は1964年4月23日、立法院議長に対して銀行法の一部を改正する立法勧告を行った⁵⁴⁾。同年7月15日第25回立法院本会議第一読会における発議者内政委員長伊芸徳一による銀行法改正提案理由説明は次のとおり⁵⁵⁾。

第一は、外国銀行の資金の活用およびその取引者保護を期することである。外国銀行は、第92条（特別本店勘定）において2千万円の特別本店勘定を有しなければならない。この特別本店勘定の主たる目的は、預金の担保と一人に対する貸出制限のためのものだ。この特別本店勘定を廃止し、貸出資金として活用する。これに伴う債権者保護については、供託制度を新たに設ける。

第二は、銀行の公共性に鑑み、その業務に携わる役職員の違法行為に対して罰則を強化することである。銀行業務の公共性に鑑み、銀行の健全育成を図らなければならない。このために、その業務に携わる役職員の罰則を従来よりも強化する。また、預金支払準備金が不足した場合、布告により銀行に過料を科すようになったので、銀行法における役員の罰則（第104条第1号）は削除する。これについては、琉球政府と米国民政府との間の1964年4月16日付事前協議で同意していた⁵⁶⁾。

内政委員会において、平良幸市議員（社大党）が改正された特別本店勘定、それに関連する預金支払準備金制度の本質、布令第37号と銀行法の関連を厳しく内政委員長および琉球政府参考人に追及している。この議事録⁵⁷⁾を読み、参考人として説明にあたった金融検査部長外間完和が「平良幸市議員は、財政理論では立法院随一の論客である」⁵⁸⁾と評価していたことに納得することができた。さらに平良幸市を調べていくと、『世替わり裏面史』において、「キャラウェイ（高等弁務官）自身の口から出た当時の沖縄で最も印象に残った政治家の名前は、自由民主党の大田政作でもなく、彼に名誉市民の称号を贈った当時の那覇市長西銘順治でもなく、野党の社大党書記長の平良幸市であった。キャラウェイは、後に屋良革新県政の後を継いで知事になった老練な野党政治家の手腕を高く評価した」との記述があった⁵⁹⁾。知事在任中に病に倒れ、辞任したことが惜しまれる。平良は知事在任中に「産業まつり」の開催や「平和宣言」の開始、さらに軍用地転用のための立法に向けた作業など、後世に残る多くの重要な仕事に取り組んだ⁶⁰⁾。

54) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1964年』（資料コード0000140638）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について—米国民政府1964年4月16日『銀行法及び相互銀行法の一部改正について』—」。

55) 1964年7月15日第25回議会（定例）立法院会議録第20号29頁内政委員長伊芸徳一説明。

56) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1964年』（資料コード0000140638）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

57) 第25回議会（定例）立法院内政委員会議録第43号、第44号、第47号、第49号、第54号、第55号、第69号、第73号、第85号および第92号。

58) 外間完和〔2004〕169頁。

59) 琉球新報社編〔1983〕371頁。

60) 野添文彬〔2022〕80頁。

その後、立法院本会議での議決を経て、1964年8月6日に立法第57号「銀行法の一部を改正する立法」が公布され、同日から施行される。その概要は次のとおり。

- ① 第92条（特別本店勘定）を削除する。第92条の2（供託）「行政主席は、必要があると認めるときは、外国銀行に対し、相当と認める金額又はこれに相当する額の政府債若しくは行政主席の認める有価証券の供託を命ずることができる」を新たに設ける。
- ② 第15章の罰則について、その業務に携わる役職員の違法行為に対し罰則を強化するための所要の改正を行う。

（9）1966年4月19日立法第5号「銀行法の一部を改正する立法」

1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」が1966年7月1日に施行されるのにあたり、関連法を改正する1966年5月27日立法第26号「商法等の一部を改正する立法の施行に伴う関連法令の整理等に関する立法」が公布されている。証券取引法等はこの立法で商法改正に関連する条項は改正された。銀行法にあっては、商法改正関連以外に改正事項があったことから、行政主席は1966年2月5日、立法院議長に対して銀行法の一部を改正する立法勧告を行った⁶¹⁾。同年3月8日第31回議会（定例）立法院会議第一読会における発議者内政委員長大田昌知による銀行法改正提案理由説明は次のとおり⁶²⁾。

第一は、新商法施行に伴う改正である。商法の一部を改正する立法（1964年立法第65号）が1966年7月1日から施行される予定であるが、銀行法の規定で、この立法に抵触する条項を整理する。

第二は、台風などの天災その他避けることのできない理由により銀行が緊急に臨時休業する場合の公告方法を改正する。

第三は、経済規模の拡大に伴い一人当たり貸出限度に弾力性をもたせる。

第四は、銀行が行う営業の譲渡し、譲受け、定款の変更、資本の減少、解散および業務の廃止の決議について、現行法の決議方法を新商法の特別決議方法に改正する。この改正条項は、立法勧告案にはなかったが内政委員会で追加されたものだ。

その後、立法院本会議での議決を経て、1966年4月19日に立法第5号「銀行法の一部を改正する立法」が公布され、商法の一部を改正する立法（1964年立法第65号）の施行の日（1966年7月1日）から施行される。その概要は次のとおり。

- ① 商法の一部を改正する立法（1964年立法第65号）施行に伴う改正。第2条（定義）第3項中の実質資本の定義を「資本の額及び法定準備金その他の株主勘定に属する準備金」に改める。従来の「資本金」を「資本の額」もしくは「発行する株式の総数」に改める（第9条（営業仮免許の申請）第1項第3号、第5章（資本の額及び株主）ほか）。第21条（資本金）第2項の株式分割払込の規定を削除する。

61) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1966年立法番号001～013』（資料コード R00000832B）「銀行法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

62) 1966年3月8日第31回議会（定例）立法院会議録第5号7頁～9頁「銀行法の一部を改正する立法案」発議者内政委員長大田昌知説明。

- ② 第9条（営業仮免許の申請）第3項の銀行の公告の規定に、ただし書きで「第65条（臨時休業）に規定する臨時休業に関する公告は、テレビ又はラジオによってすることができる」を追加する。
- ③ 新商法では無額面株式の発行を認めているが、第22条（無記名株式）を改正し、無記名株式とともに無額面株式の発行を禁止する。銀行における資本は営業資本であるとともに経済社会における信用の授受媒介を行う機関としてその公共的信用を担保するものである。そのため外部に対し、その実質資本金額を明確にすることが要請されている。無額面株式を認めると株式数と資本の額との関連性が失われ、実質資本の額について外部に誤認を招くおそれがあることから銀行に対して無額面株式の発行が禁止された。
- ④ 第36条（一人に対する貸出の制限）第1項では、「銀行は、一人に対する貸出が当該銀行の実質資本の15%に相当する金額を超える場合には、当該人に対して、直接間接に貸し出しをしてはならない」とされているが、例外を定めた第2項を改正することにより、規則で定める貸出で行政主席が承認するもの（第5号）は、実質資本の80%まで貸出することを可能とした。1966年7月19日規則第101号「銀行法施行規則の一部を改正する規則」第10条の2（法第36条によって定める貸出）において、規則で定める貸出は、輸出資金の貸出、主食（米、麦）輸入資金の貸出、重要産業育成法（1955年立法第176号）第11条第1項の規定により行政主席が承認した事業者の運転資金の貸出、政府および地方公共団体への短期貸出となっている。その後、1968年5月24日規則第93号「銀行法施行規則の一部を改正する規則」により金融機関への貸出、1968年10月29日規則第222号「銀行法施行規則の一部を改正する規則」により電気事業者およびガス事業者への貸出が追加された。
- ⑤ 立法勸告理由どおり、銀行が行う営業の譲渡し、譲受け、定款の変更、資本の減少、解散および業務の廃止の決議について、現行法の決議方法を新商法の特別決議方法とする所要の改正が行われている（第23条（株式の総数及び資本金の変更）第1項の削除、第74条（合併又は営業の譲渡若しくは譲受）第3項の削除ほか）。
- ⑥ 第59条（利益準備金）第1項の利益準備金の積立額を利益の10%から金銭による利益の配当額の25%への改正が行われている。この積立率は、商法の10%、本土の銀行の20%より高くなっている。これは、沖縄の銀行の基盤の弱さをできるだけ早く強化しようとするものだ。
- ⑦ 第63条の3（株主の帳簿閲覧権の否認）を設け、商法第293条の6に規定する株主の帳簿閲覧権を否認する措置を講じている。これは、預金その他の取引内容を公開することは、一般大衆、取引先の信用を損じ、資本吸収上にも支障をきたすおそれがあるからだ。

（10）1966年7月22日高等弁務官布令第10号改正第5号

1959年9月30日高等弁務官布令第25号「琉球開発金融公社の設立」に基づき米国民政府

の補助機関として、翌10月1日に琉球開発金融公社が設立された。同公社の目的は、「他の私的または公的財源から得られない長期貸付援助を与えて、生産その他の重要事業を促進することにより、私的資本形成および当該資本の健全かつ多様の事業への投資を推奨する」ことにある（琉球開発金融公社の条例第1条）。同公社は、その発足にあたり1950年4月10日米国軍政本部布告第4号「琉球復興金融基金の創設について」に基づき同年6月1日から業務が開始された琉球復興金融基金の資産・負債を引き継いだが、同公社の当初の資本金は同基金の1959年12月31日現在の資本金（20,257,854.07ドル）とされた（琉球開発金融公社の条例第3条）。

同公社の資金源は、上記資本金と利益留保を主体としており、1963年6月以降、米国民政府の出資をみていないことから、資金量の伸びは鈍っていた。このため、同公社の融資に対する需要増大もあり、資金不足が目立ってくる⁶³⁾。このような状況を踏まえ、同公社は、銀行および相互銀行が米国の銀行へ預け入れしている預金支払準備金を念頭に、同公社債券の発行を企図した。同公社は琉球政府に同公社債券を銀行・相互銀行の預金支払準備金として認めるよう銀行法・相互銀行法改正要望を行う。この申請は、外国銀行に預金支払準備金として預託運用されている銀行・相互銀行の資金を同公社が吸収し、これが長期の産業資金として供給されることとなり、琉球経済にとって望ましいことであるとして、琉球政府は米国民政府に布令第10号の改正を申請した⁶⁴⁾。

それを受け、米国民政府は1966年7月22日、高等弁務官布令第10号「銀行」改正第5号を公布する。銀行法第5条（預金支払準備金の保有）第2項が「所要準備金総額の50%以上を、その金庫室に法定通貨により、及び又は準備金受託銀行に預け入れた要求払預金として保有しなければならない。所要準備金総額の25%以下は、容易に売買できる質権未設定の琉球開発金融公社債券をもってすることができ、（以下略）」と改正され、所要支払準備金総額の25%以下まで琉球開発金融公社債券で保有することが認められた。相互銀行法においても同様の改正がなされている。

琉球開発金融公社の社債は、図表3に示すとおり、1968年度に200万ドル、1969年度に100万ドル、1970年度に100万ドルが発行され、1968年度末に残高は200万ドル、1969年度

図表3 貸付金・社債残高の推移（各年度6月末現在）

（単位：千ドル）

年 度	1967	1968	1969	1970	1971	1972
貸付金 (a)	43,390	45,110	44,504	41,581	45,280	48,763
社 債 (b)	—	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000
(b)/(a)	—	4.43%	6.74%	9.62%	8.83%	8.20%

（注）1972年度は1971年12月31日現在。

（出所）許田勝久 [1972] 53頁「6. 開金比較貸借対照表」から作成。

63) 武藤正明 [1967] 71頁。

64) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 58頁。

末残高は300万ドル、1970年度末以降の残高は400万ドルとなっている。

なお、琉球開発金融公社は本土復帰にあたり、大衆金融公庫（1954年9月10日立法第40号「大衆金融公庫法」）および琉球政府融通特別会計業務とともに沖縄振興開発金融公庫（昭和47（1972）年5月13日法律第31号「沖縄振興開発金融公庫法」）に引き継がれる。この沖縄振興開発金融公庫は、本土の他の政府関係金融機関と異なり、沖縄に主たる事務所を有する唯一の政府関係金融機関として、かつ、本土の大部分の政府関係金融機関の業務を一元的に行う機関（総合公庫）として生まれた。総合公庫方式をとるに至ったのは、沖縄の特殊事情を配慮し、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に即した政策金融を一元的に行い、資金の効率的運用を図ることのほか、沖縄の政策金融機関から職員の引継ぎや貸付条件の本土公庫とのバランス等の配慮もあってのことである⁶⁵⁾。

（11）1971年5月18日立法第24号「銀行法の一部を改正する立法」

本土の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）と銀行法に準じた改正である。昭和22年（1947）4月12日に公布された法律第54号独占禁止法は、私的独占・不当な取引制限（カルテル）・不公正な競争方法等を禁止し、競争的市場の確保・維持することを目的とするものだ。金融機関については、その金融力と相まって株式保有による他の会社の支配が容易になるというその業務に着目して、独占禁止法は持株比率により株式保有制限を設けている⁶⁶⁾。金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済み株式の総数の5%を超えて所有してはならないとされていた（第11条）。1953年の朝鮮戦争の景気後退を機に大幅に規制を緩和した昭和28（1953）年9月1日法律第259号改正独占禁止法において、株式保有制限比率は10%まで枠が広げられた。その後、金融機関による株式保有が昭和40年代に入って急速に増加してきたこともあり、昭和52年4月9日法律第63号改正独占禁止法では、株式保有制限比率は制定当時の5%に引下げられる。

一方、沖縄の1954年銀行法第41条（株式の所有制限）第2項では、当時本土の独占禁止法では株式保有制限比率は10%であったが、「銀行は、直接又は間接に、他の会社の株式総数の5%を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない」とし、また第26条（銀行株式の取得又は保有の制限）第1項では「銀行は、自己の競争関係にある他の銀行の株式を取得し、又は所有してはならない」としていた。これを本土と同様の水準にすべく行政主席は1971年2月1日、立法院議長に対して「銀行法の一部を改正する立法」の立法勧告を行っている⁶⁷⁾。同年4月16日立法院本会議第一読会において、内政委員長盛島明秀は銀行法改正の提案理由を「沖縄の銀行の資本力は本土の銀行よりも劣勢の立場にある。本土復帰を控え競争力を付ける必要がある。

65) 沖縄振興開発金融公庫編纂 [1978] 2頁。

66) 大蔵省銀行局 [1977] 89頁～92頁。

67) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告手続一件書類1971年度労働局・通産局・企画局』（資料コード（R00000692B）「立法案第25号銀行法の一部を改正する立法案」。

そのため銀行の自己資本の充実を行いやすくするための改正であり、形式的には、本土のいわゆる独占禁止法と銀行法に準じた改正である」として、前述の銀行法第41条を廃止し、第26条を改正し他の会社の株式保有制限比率を10%まで拡大する旨の説明をしている⁶⁸⁾。内政委員長盛島明秀の提案理由説明を端的にいうと、「銀行の自己資本を増強するためには、他の銀行あるいは地場有力企業との株式持ち合いによらなければ難しい。そのためには、株式持ち合いの障害となっている株式保有制限を緩和したい」ということだろう。

米国民政府との本立法案に対する事前審査では、1971年2月18日琉高弁法務「琉球米国民政府法案審査委員会覚書第10号」において、次のような修正が求められていた⁶⁹⁾。

「金融検査庁と調整した結果、1954年琉球政府立法第63号第41条第1項の趣旨を従来どおりのままにしておくことで意見が一致した。これは銀行による法人株式の所有を当該銀行の資産の5%以内に制限することであり、実質的に預金者を保護することになる。第26条第1項に次の文を加えて、この合意事項を実行していただきたい。『株式に対する銀行の出資総額は、常時当該銀行の資産総額の5%を超えてはならない。』」

行政主席は、この米国民政府からの要請を織り込まず、前述の立法案を立法院に提出した。本土復帰日も決まり、このような対応も米国民政府において問題とされることもなかった。その後、立法院本会議での議決を経て、1971年5月18日に立法第24号「銀行法の一部を改正する立法」が公布され、公布の日から施行されている。その概要は、立法提案どおり、第26条の見出しを「株式の取得又は保有の制限」としたうえで、第1項を「銀行は、沖縄内の会社の株式をその発行済の株式の総数の10%を超えて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない」とし、第41条を削除した。併せて、第104条の2を追加し、「第26条第1項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者は、4千ドル以下の罰金に処する」としている。

(12) 琉球銀行の銀行法による免許

琉球銀行は、1948年5月4日に公布された米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」を設立根拠法としている。また、琉球政府が1954年10月29日に公布した立法第63号「銀行法」による営業免許を受けていない特殊な銀行であった。そのため、琉球銀行は本土復帰にあたり、商法上の株式会社への移行と銀行法に基づく銀行業の免許、それに加えて米国民政府所有琉球銀行株式の売出しについて、米国民政府、琉球政府および日本政府との調整が大きな課題となった⁷⁰⁾。

昭和46（1971）年3月23日閣議決定「沖縄復帰対策要綱（第2次分）」において、琉球

68) 1971年4月16日第44回議会（定例）立法院会議録第10号3頁～4頁「立法案第25号銀行法の一部を改正する立法案」内政委員長盛島明秀説明。

69) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勸告手続一件書類1971年度労働局・通産局・企画局』（資料コード[R00000692B]）「立法案第25号銀行法の一部を改正する立法案」。

70) 本節の記述は、琉球銀行調査部編「[1985] 296頁～299頁によっている。小谷融 [2022] 213頁～218頁。

銀行に関係する事項として、①米国民政府所有の琉球銀行の株式は、復帰前に地元住民に対し処分されるよう措置する（7項8号）、②沖縄の商法による合名会社、合資会社または株式会社は、本土の商法により設立された合名会社、合資会社または株式会社とみなす（第9項第1号イ）ことが定められた。琉球銀行がこの②に該当するためには、復帰までに米国軍政府布令上の特殊な銀行から商法上の銀行に組織替えする必要があった。

琉球銀行は、沖縄復帰対策要綱（第2次分）が公表された2ヶ月後の1971年5月には琉球政府と、同年8月には米国民政府と交渉を始めた。その後、米国民政府は駐日米国大使館を通じて本土政府と協議を行い、1972年1月14日に公布された米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」（1948年5月4日）改正第4号により、商法に基づく株式会社への移行が実現した。同改正第4号には次のことが規定されている。

- ① 琉球銀行は、商法の規定に従って設立された既設の株式会社として認められ、かつ一般銀行業務、貯蓄銀行業務、一般信託業務および担保付社債に関する信託業務ならびにその他の付随または関連する銀行業務に従事する権限を与えられる。
- ② 琉球銀行条例および同付則における商法の規定と抵触する条項を削除する。
- ③ 琉球政府行政主席および担当官は、会社の登記を有効とするために必要な手続きをとり、商法および他の法令により必要とされる書類は、米国民政府の証明書をもって代替することとし、かつ、登録免許税を免除して、会社の登記を受理する。

これを受け琉球銀行の商法に基づく会社の登記は、1972年1月28日に完了した。また、同年5月12日には、米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」（1948年5月4日）改正5号が公布された。同布令では、「琉球銀行は銀行法（1954年琉球政府立法第63号）による免許要件をすべて満たしており、同銀行法の規定に基づき同法の発効月日と同一日付をもって琉球政府行政主席から正式に免許を与えられたものとみなす」とされている。琉球政府は同日、琉球銀行に対し、指令金第57号において「1972年5月12日付改正第5号により改正された1948軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」に基づき、銀行法（1954年立法第63号）第12条の規定により営業を免許する」との銀行法に基づく営業免許証を交付した⁷¹⁾。なお、この1972（昭和47）年5月12日は米国民政府の解散式が挙行された日であり、翌日5月13日は琉球政府の閉庁日であった。

なお、米国民政府所有琉球銀行株式の売出しについては、米国民政府は1972年2月17日、額面1ドル50セント株式を2ドル65セントで1,147,500株（発行済み株式総数の51%）を、同年3月1日から3月7日までの間、売出しを行うことを発表した。この売出しにより、琉球銀行の株主数は1972年3月末現在には4,384名となり、前年1971年3月末の1,384名から一挙に増加する。ここに琉球銀行の経営権は、完全に米国民政府から沖縄住民の手に移ることとなった。1948年5月の創立以来、24年の歳月が経過していた。

71) 沖縄県公文書館所蔵資料『琉球銀行関係書類1972年』（資料コード（0000033123）「1972年5月11日総務局『琉球銀行に対する営業免許書の交付について』」。

(13) 本土復帰に伴う金融機関の経過措置

沖縄の金融機関が本土復帰後、業務を継続して行うことができるようにするため、昭和46（1971）年法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（以下、「特別措置法」という。）および昭和47（1972）年政令第150号「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」（以下、「特別措置令」という。）により、銀行法関係では次のような措置が講じられている⁷²⁾。

第一は、「銀行法」関係である。沖縄の銀行法による免許を受けたもので、復帰の際に銀行業を営んでいるものは、本土の銀行法による免許を受けたものとみなされた。この規定により営業を継続できる銀行は、琉球銀行、沖縄銀行および外国銀行（アメリカン・エクスプレス、バンク・オブ・アメリカ）である（特別措置法第53条、特別措置令第52条）。

第二は、「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」関係である。沖縄では、信託業務は銀行法により行政主席の認可を受けて営業することができた。一方、本土では銀行業務と信託業務の兼営は原則として認められていなかった。そのため、銀行法の認可により信託業務を営んでいるものは、復帰の日から起算して5年間は昭和18年法律第43号「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（以下、「兼営法」という。）の認可を受けたものとみなされた。これにより、琉球銀行⁷³⁾と沖縄銀行は地方銀行として初めて信託業務の兼営が認められることとなる。その後も両行は、兼営を継続するための認可を受け、引き続き信託業務を行っている（特別措置令第53条第2項）。なお、特例により復帰後も引き続き金銭信託を取り扱ってきた2行のうち琉球銀行は、金銭信託の商品的優位性が薄れてきたなどとして、2004年3月8日から金銭信託の新規受託を停止し、2005年9月から信託期間満了後の金銭信託を銀行勘定（別段預金）に移し替えている。沖縄銀行は現在でも引き続き金銭信託を取り扱っている⁷⁴⁾。

また、沖縄の銀行法では、貯蓄銀行業務も銀行業務に包含されていたので、銀行業の免許を受けて、貯蓄銀行業務を営んでいるものは、兼営法の認可を受けたものとみなされた（特別措置令第53条第1項）。

第三は、外国為替公認銀行の認可である。沖縄の銀行法では、銀行業務として外国為替業務が認められていた。一方、本土においては昭和29（1954）年法律第67号「外国為替銀行法」に基づき大蔵大臣の免許を得て設立された外国為替専門銀行（東京銀行）および昭和24（1949）年法律第228号「外国為替及び外国貿易管理法」に基づき大蔵大臣の認可を受けた銀行だけが外国為替公認銀行として指定された外国為替業務の取扱いが認められて

72) 大蔵省銀行局金融年報編集委員会編 [1972] 35頁～44頁。小谷融 [2022] 156頁～158頁。

73) 琉球銀行は1969年10月22日、米国民政府から信託業務承認を受け、1970年3月から信託業務を開始していた。沖縄の本土復帰に際して琉球銀行は1972年5月12日、銀行法に基づく営業免許を受けるが、信託業務認可手続きは復帰間際の事務錯綜の中で看過されてしまったようだ（屋良朝一 [2020] 128頁）。沖縄県公文書館所蔵資料『琉球銀行関係書類1972年』（資料コード 0000033123）には、「1972年5月11日総務局『琉球銀行に対する営業免許書の交付について』」は保存されているが、信託業務認可書に係る書類は見当たらない。

74) 屋良朝一 [2020] 129頁。

いた。このため、琉球銀行と沖縄銀行は、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づき大蔵大臣に外国為替銀行として認可を受けたものとみなされた（特別措置令第71条第1項）。

引用・参考文献

- 大蔵省銀行局 [1972]『第21回銀行局金融年報－昭和47年版－』金融財政事情研究会。
大蔵省銀行局 [1977]『第26回銀行局金融年報－昭和52年版－』金融財政事情研究会。
大蔵省銀行局 [1981]『第30回銀行局金融年報－昭和56年版－』金融財政事情研究会。
沖縄銀行30年史編纂室 [1987]『沖縄銀行三十年史』沖縄銀行。
沖縄振興開発金融公庫編纂 [1978]『沖縄振興開発金融公庫5年史』沖縄振興開発金融公庫。
許田勝久 [1972]『琉球開発金融公社10年史』琉球開発金融公社。
小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
小谷融 [2023]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅱ～廃案となった琉球政府証券取引及び企業会計に関する立法案～」『大阪経大論集』第74巻第4号129頁～156頁。
小谷融 [2024]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅲ～銀行に対する公認会計士監査の実態～」『大阪経大論集』第74巻第5号61頁～87頁。
坂井隆一 [1970]「沖縄における金融制度」『法律時報』第42巻第5号45頁～50頁。
日本銀行 [1985]『日本銀行百年史（第5巻）』日本銀行。
野添文彬 [2022]『沖縄県知事－その人生と思想－』新潮社。
外間完和 [2004]『キャラウェイ旋風琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。
武藤正明 [1967]「沖縄の金融経済事情（出張報告）」日本銀行調査局。
屋良朝一 [2020]「沖縄復帰前後の金融行政」『沖縄復帰・財務ノート－業務の回顧録（金融、主計）－』財友会（沖縄総合事務局財務部OB会）120頁～139頁。
琉球銀行調査部編 [1984]『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
琉球新報社編 [1983]『世替わり裏面史』琉球新報社。
琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（昭和45年創刊号）』琉球政府。